

恵み野西町内会 会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は地域的な共同活動を行うことにより会員相互の親睦交流を促進するとともに町内の生活環境ならびに福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 町内の慶弔に関する事。
- (3) 町内会施設の運営および維持管理に関する事。
- (4) 会報等町内の連絡、調整に関する事。
- (5) 厚生および福祉に関する事。
- (6) 防災に関する事。
- (7) 防犯および防火に関する事。
- (8) 環境衛生および清掃に関する事。
- (9) 交通安全に関する事。
- (10) 生活文化の向上に関する事。
- (11) 健康増進に関する事。
- (12) 青少年の健全育成に関する事。
- (13) 恵庭市および関係諸団体との連携・協力に関する事。
- (14) その他運営上必要と認められるもの。

(名称および事務所)

第3条 本会は、恵み野西町内会（以下町内会）と称し、事務所を恵み野西町内会館（恵庭市恵み野西1丁目21番6）に置く。

(区 域)

第4条 本会の区域は、JR恵み野駅からJR千歳線と国道36号線恵庭バイパスが交差する地点を経て、恵庭バイパス、柏木中通線、恵み野南緑地帯、団地中央通線、団地環状通線および同団地環状通線から補給処前線に分岐する三叉路の中央住宅道路延長線、JR千歳線を結ぶ区域とする。

(町内の区分)

第5条 本会は、町内を1丁目・2～3丁目・4～5丁目・6丁目の4地区に区分し、それぞれの地区に複数の区および班を置く。

第2章 会 員

(会員・構成)

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域に居住する個人とする。ただし、第4条に規定する区域に事務所を置く法人その他の団体及びその他の区域で当会の活動に理解、協力していただける個人・法人その他の団体は、特別会員となることができる。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、会長に「恵み野西町内会居住者名簿」を提出し申し込むものとする。

2 本会は、前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(退 会)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、本会を退会する。

(1) 本会の区域内に住所を有しなくなった場合。

(2) 本人より退会の申し出があった場合。

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、退会したものとみなす。

3 会長は、会員が退会した場合は「恵み野西町内会居住者名簿」を本人に返却するものとし、返却できない場合は確実に裁断処分する。

第3章 役 員

(役 員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長	1名	(2) 副会長	若干名
(3) 監査役	2名	(4) 総務部長	1名
(5) 会計部長	1名	(6) 防災部長	1名
(7) 環境・防犯部長	1名	(8) 厚生・文化部長	1名
(9) 青少年育成部長	1名	(10) 福祉部長	1名
(11) 各部副部長	若干名	(12) 区長(区毎に)	1名

(相談役)

第10条 会長が必要と認めた場合は、本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は町内の運営全般について適宜相談に応じ指導助言をすることとし、会長が委嘱する。

(役員を選出)

第11条 会長・副会長・総務部長・会計部長および監査役は、役員選考委員会の推薦により、総会の議を経て選出する。ただし、欠員が生じたときは、役員選考委員会の

推薦により、直近の役員会において補充することができる。

- 2 前項以外の部長および各副部長は、会長が委嘱する。
- 3 区長は、当該区において会員の中から選出するものとし、原則として輪番制とする。ただし、一身上の都合により、業務を遂行することが困難であると認められるときはこれを免除することができる。

(任 期)

第 12 条 役員任期は 2 年とし、区長は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員手当)

第 13 条 役員及び相談役には手当等を支給する。その額及び支給時期は規定で定める。

(旅 費)

第 14 条 役員又はこれに準ずるものが、町内会活動として会議、研修及び街頭活動等参加し会務を行う場合、別に定める規程により旅費を支給する。

(職 務)

第 15 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。また次条の各部の担当を年度の初めに四役会議で検討のうえ、会長が決定する。
- 3 監査役は本会の資産の状況、業務および会計について監査するとともに、結果を総会において報告する。
- 4 各部長は次条各号にかかげる業務を司る。
- 5 区長は、各区の代表者として役員会に出席するほか、転出入者の掌握、広報等の配布、区内の連絡調整および会費・寄付金等を取りまとめる。又、防災組織の一員として、その役割を担う。

(部の所管事項)

第 16 条 本会の運営および事業を円滑に執行するため、次の部を設け所管事項を司る。

(1) 総 務 部

- ア 庶務に関する事項
- イ 記録・文書の保管および役員の引き継ぎに関する事項
- ウ 広報に関する事項
- エ 個人情報保護に関する事項
- オ その他各部の所管に属さない事項

(2) 会 計 部

- ア 会の会計に関する事項
- イ 予算・決算書の作成および証拠書類の保管管理に関する事項
- ウ 財産の管理に関する事項

(3) 防災部

- ア 防災に関する知識の普及・啓発に関する事項
- イ 地域の災害危険の状況把握に関する事項
- ウ 災害発生時における応急対策に関する事項
- エ 防災資機材等の備蓄およびその使用(防災訓練)等に関する事項
- オ その他、防災全般に関する事項
- カ 防災マニュアル策定に関する事項

(4) 環境防犯部

- ア 防犯・防火に関する事項
- イ 街灯および防犯灯の維持管理に関する事項
- ウ 道路の補修調査に関する事項
- エ 交通安全に関する事項。
- オ 衛生および清掃に関する事項
- カ 環境整備に関する事項

(5) 厚生文化部

- ア 会員の厚生および福祉に関する事項
- イ 会員の慶弔に関する事項
- ウ 会員の生活および文化の向上に関する事項
- エ 文化団体等に対する協力に関する事項

(6) 青少年育成部

- 青少年健全育成に関する事項

(7) 福 祉 部

- ア 会員の福祉に関する事項
- イ 社会奉仕に関する事項

- 2 前項各号のほか、会の運営上必要と認められた事業の分担については、役員会において定める。
- 3 各部の活動を容易ならしめるため、必要に応じ、委員等を置くことができる。

(役員選考委員会の設置、役員を選出、職務)

第 17 条 本会に役員選考委員会（以下選考委員会という）を置く。

- 2 本選考委員会に、委員 12 名を置くこととし、選任にあたっては、各丁目の区長の中からそれぞれ 2 名選出するものとする。
- 3 委員長、副委員長（3 名）は、1 丁目・2～3 丁目・4～5 丁目・6 丁目から各 1 名選任し、役職は原則として毎年度輪番制とする。
- 4 委員長は、本選考委員会を代表し、会務を統括する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。
- 5 選考委員会の開催にあたっては、事務処理のため総務部長を同席させることとし、必要に応じ会長に出席を要請し、参考意見を求めることができる。
- 6 本選考委員会は会長、副会長、総務部長、会計部長、監査役を選考し、総会に推薦付議するものとする。

(班長の選出・職務・任期)

- 第 18 条 本会の各区に班長を置く。班長は、当該班の会員の中から選出するものとし、原則として輪番制とする。ただし、一身上の都合により、業務を遂行することが困難であると認められるときは、これを免除することができる。
- 2 班長は、会費及び寄付金等を集め、区長を補佐し、各部の活動に協力する。
 - 3 班長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(代 議 員)

- 第 19 条 本会には、総会に出席して議決権および役員選任権を行使する代議員を置く。
- 2 代議員の定数は、その地区の会員世帯の 10 戸に 1 名の割合とし、算定上 1 名未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ 1 名加える。
 - 3 代議員は各区毎に会員の中から選任するものとし、原則として当該年の区長と班長がこれにあたるものとする。
なお、これによっても代議員数が不足する場合は、前年の区長・班長をこれにあてるものとする。
 - 4 代議員は、その行使する権限を他の代議員に委任することができる。
 - 5 委任を受けた代議員が権限を行使できるのは、1 名のみとする。

第 4 章 会 議

(総 会)

- 第 20 条 本会の目的を達成するため、毎年 1 月に定例総会を開催する。ただし、必要がある場合は、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集する。
 - 3 総会は、役員および代議員で構成し、代議員の半数（委任状も含む）以上の出席をもって成立する。
 - 4 総会の議長は、出席代議員の中から選任する。
 - 5 総会の議事は、第 29 条（資産の処分）・第 36 条（会則の変更）および第 37 条（解散）を除き、出席代議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の報告、議事)

- 第 21 条 総会の「報告、議事に関する事項」は次のとおりとする。
- (1) 事業報告および決算の承認に関する事項
 - (2) 事業計画および予算に関する事項
 - (3) 会費の徴収に関する事項
 - (4) 会則の改廃に関する事項
 - (5) 積立金設定および処分に関する事項

- (6) 財産の取得および処分に関する事項
 - (7) 役員を選任に関する事項
- 2 前項各号に掲げるもののほか、役員会において付議すべきとされた事項。

(臨時総会)

第22条 臨時総会は、次の場合に開会する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会員の5分の1以上の者から書面により開催の目的および理由を付した請求があり、役員会において、その必要を認めたとき。
- (3) 監査役が会計および資産の状況または事業執行について臨時に報告するため、必要があると認めるとき。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 代議員の現在数および出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(各種役員会)

第24条 役員会は、総会(臨時総会を含む)に次ぐ決議機関であり、正副会長、正副部長、区長で構成し、会長が召集する。議長には副会長があたる。

- 2 四役会(正副会長・総務部長・会計部長で構成)は執行機関であり、会長が召集し、議長には会長があたる。ただし、必要に応じて、総務部副部長・会計部副部長および当該担当部長の召集をすることができる。
- 3 正副部長会(正副会長および正副部長で構成)は、四役会議に次ぐ執行機関であり、会長が召集し、議長には会長があたる。

(役員会の議決)

第25条 役員会は2分の1以上の出席をもって開会し、この規約で別に定めるもののほか次の事項を議決する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他必要な事項

第5章 資産および会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 町内会費、助成金、寄付金等
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 本会の資産で第27条第1号に掲げる資産を処分し、または担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(特別会計)

第30条 本会は、記念事業、災害救援資金、備品の購入及び施設の維持等多額の費用を要する事業に充てるため、特別会計として積み立てをする。その出納の状況を明らかにするものとする。

- 2 特別会計は設定された目的の他、一般会計において必要があるときは、役員の議決を経て一時的に使用することができる。

(経 費)

第31条 本会の運営経費は、町内会費、助成金、寄付金およびその他の収入等をもって充てる。

(会 費)

第32条 本会の会費は、月額300円とし、上半期分を2月に、下半期分を7月に納入する。当該会費は各班長が徴収し、区長がとりまとめるものとする。

- 2 特別会員の会費は月額500円とし、別に徴収する。
- 3 新規加入者は、加入月の翌月から納入するものとし、退会者は退会月まで納入するものとする。
- 4 事業の維持管理上必要不可欠な事由が生じた場合は、総会の議を経て特別会費を徴収することができるものとする。

(会計監査)

第33条 監査は、定例（7月と1月）および必要に応じ臨時に行うものとし、資産の状況、業務および予算の執行状況ならびに経費の出納保管状況等について監査を実施する。

- 2 定例総会時には、監査結果を報告するとともに会員から要求があった場合は、いつでも公表しなければならない。

(慶弔金)

第34条 本会の慶祝金及び弔慰金は別に定める規定による。

(表彰等)

第35条 表彰等については、次によるものとする。

- (1) 本会のために、特別功労および寄与があった場合。
- (2) その他、会長が特に必要と認めた場合。
- 2 前項に該当するときは、表彰状および記念品を贈呈する。
- 3 表彰等の選考は、役員会において行う。

第6章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において4分の3以上の議決を得、かつ恵庭市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第7章 個人情報の保護

(個人情報の取扱い)

第38条 本会が町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に定める個人情報取扱方針により適正に運用するものとする。

第8章 雑 則

(細 則 等)

第39条 この会則に基づき細則等を必要とする場合は、役員会の議決に基づき会長がこれを定めることができる。

(会館の使用)

第 40 条 恵み野西町内会館の運営、維持管理および使用手続き等については、別に定める。

(特殊技能の技術料)

第 42 条 特殊な技能を要する本会業務に携わる会員に対し、別に定める細則に基づき技術料を支給することが出来る。

(付 則)

この会則は平成元年 2 月 1 日より施行する。

平成 3 年	1 月 1 日	一部改正
平成 8 年	1 月 2 1 日	一部改正
平成 1 0 年	1 月 1 8 日	一部改正
平成 1 2 年	1 月 1 6 日	一部改正
平成 1 6 年	1 月 1 6 日	一部改正 (福祉部新設)
平成 1 8 年	1 月 2 2 日	一部改正 (役員選考委員の構成)
平成 1 9 年	1 月 1 4 日	全面見直しと一部改正
平成 2 1 年	1 月 1 8 日	一部改正(体育部・女性部の他部への統合)
平成 2 2 年	1 月 1 7 日	一部改正(恵み野西自主防災会の町内会への統合)
平成 2 4 年	1 月 1 5 日	一部改正 (区長・班長の職務)
平成 2 6 年	1 月 1 9 日	一部改正 (特別会員、環境衛生部・防犯部の統合)
平成 2 7 年	1 月 1 8 日	一部改正 (役員任期、班長の任期)
平成 2 8 年	1 月 1 7 日	一部改正 (相談役の職務、役員手当の新設、特別会計の目的、個人情報保護の新設)
平成 2 9 年	1 月 1 5 日	一部改正 (旅費、技術料の新設)
令和 3 年	1 月 1 5 日	一部改正 (防災組織の見直し、字句修正)

(付 則)

1. 平成 1 9 年 6 月 1 6 日一部改正 (区域、総会議事録、資産管理ほか加入)
2. 資産取得 (恵み野西町内会館) および法人認可に関わる本規約の適用は、認可された日からとする。